

見附市教育委員会告示第16号

見附市学校給食費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年5月30日

見附市教育長 長谷川 浩司

見附市学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項の規定に基づき保護者が負担する学校給食に要する経費又はその相当額(以下「学校給食費」という。)を補助することにより、多子世帯の子育てに係る経済的な負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進するため、予算の範囲内で交付する見附市学校給食費補助金に関し、見附市補助金等交付規則(昭和34年見附市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下「算定対象者」という。)を3人以上養育する保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)であること。

(2) 市内に住所を有する者であること。

(3) 補助金の額の確定時点において、補助対象となる年度における学校給食費の未納のない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

(1) 生活保護及び就学援助の認定により既に学校給食費相当額の給付を受けている者

(2) その他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者

3 前2項の規定にかかわらず、見附市教育委員会教育長(以下、「教育長」という。)は、特に必要と認める者を補助対象者とすることができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、算定対象者の人数から2人を控除した人数分の学校給食費の額とし、小学校、中学校又は特別支援学校（以下「小中学校等」という。）に在籍し、かつ、市内に住所を有するものについて算定するものとする。

2 当該補助金の額は、算定対象者が市内の小中学校等に在籍する場合は補助金の交付対象とする学校給食実施日の属する年度の学校給食費について、保護者が納入すべき学校給食費の額（以下「学校給食費負担額」という。）を上限とし、算定対象者が市外の小中学校等に在籍する場合は学校給食費負担額と見附市学校給食センター運営委員会が定めた給食費単価に年度内に受けた学校給食の回数に乗じて算出された金額のうち、いずれか少ない額を上限とする。ただし、補助対象者が国等から就学奨励費等により学校給食費の一部の給付を受けている場合は、前段で算定した補助金の額から当該給付を受けている額を控除するものとする。

3 年度途中で第3子以降が出生したことで補助対象者となった場合は、出生のあった翌月からの学校給食費又はその相当額を補助の対象にするものとする。

（交付申請及び決定）

第4条 市内の小中学校等に在籍する算定対象者について前条第2項の規定による補助金の交付を申請しようとする者は、学校給食費補助金交付申請書兼承諾書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、申請書を取りまとめ、速やかに教育長に提出しなければならない。

3 市外の小中学校等に在籍する算定対象者について前条第2項の規定による補助金の交付を申請しようとする者は、学校給食費補助金交付申請書兼承諾書に当該児童又は生徒の学生証その他在籍を証明できるものの写しを添えて教育長に提出しなければならない。

4 教育長は、第2項及び前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは学校給食費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付すべきと認められないときは不交付決定通知書（様式第3号）により、申請をした者に通知するものとする。

（変更届）

第5条 前条第4項の規定により補助金の交付決定を受けた者が申請の内容を変更しようとするときは、学校給食費補助金交付決定変更届（様式第4号）を速やかに教育長に提出しなければならない。

(完了報告)

第6条 第4条第4項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、学校給食実施日の属する年度の終了式又は卒業式の日までに、学校給食費補助事業完了実績報告書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 教育長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、学校給食費補助金額通知書(様式第6号)により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

3 補助金の額を確定した後、補助金の額に変更が生じた場合は、学校給食費補助金変更通知書(様式第7号)により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

(交付の方法)

第8条 教育長は、交付決定者に対し、補助金の額が確定した後速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 教育長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 教育長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、学校給食費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 教育長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、既に当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(宛先) 見附市教育長

申請者(保護者) 住 所 見附市
 氏 名 印
 電話番号

年度 見附市学校給食費補助金交付申請書兼承諾書

次の児童・生徒について、学校給食費補助金の交付を受けたいので申請します。
 なお、申請に関する世帯の状況について、見附市教育委員会が住民基本台帳その他の
 審査に必要な公簿等により調査することを承諾いたします。

対象児童・生徒	氏名		学校
			年 月 日生まれ

注1) 1世帯に該当者が2名以上いる場合、本申請書をコピーの上、申請書1枚に1名
 ずつ申請してください。

注2) 対象児童・生徒は原則として年齢の高い順とします。

対象児童・生徒以外に養育している子ども

氏名	生年月日	現住所	学校名

※書き切れない場合は、裏面に同様の形式で記載してください。

添付書類

- ① 対象となる児童・生徒を含む3名以上を養育していることを証明する書類(被保険者証等の写し等)を添付してください。
- ② 対象児童・生徒が見附市立学校以外の学校に在籍する場合は、学生証その他在籍を証明できるものの写しを添付してください。
- ③ その他必要があると認められる書類の提出をお願いする場合があります。
 ※提出書類は封筒(古封筒で構いません)などに封入してご提出ください。

市記入欄(記入しないでください)

整理番号	扶養人数	住基	保護	準要	認定	非認定

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

見附市教育長

学校給食費補助金交付決定通知書

このことについて、年 月 日付けで申請されました学校給食費補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 補助児童・生徒氏名
- 2 補助金交付予定額 円
※ なお、補助金額は事業終了後に提出していただく事業報告書等を精査した上で金額を確定し交付します。
- 3 交付の条件等
 - (1) 申請の内容を変更しようとするときは、学校給食費補助金交付決定変更届を速やかに教育委員会に提出してください。
 - (2) 申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消します。
 - ア 見附市学校給食費補助金交付要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

様

見附市教育長

学校給食費補助金不交付決定通知書

このことについて、 年 月 日付けで申請されました学校給食費補助金について、審査の結果、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

交付しないこととした理由

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）見附市教育長

保護者 住所 見附市

電話番号

氏名

印

年度 学校給食費補助金交付決定変更届

次のとおり住所等を変更したので届け出ます。

対象児童・生徒 氏名		学校
		年 月 日生まれ
世帯構成の変更	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
変更事項 （該当箇所に○ を付けてくださ い。）	・住所 ・保護者名 ・児童等氏名・世帯構成員 ・その他	
変更前 （該当箇所に記 入してくださ い。）	・住所 ・保護者名 ・児童・生徒氏名 ・世帯構成員 ・その他	
変更後 （該当箇所に記 入してくださ い。）	・住所 ・保護者名 ・児童・生徒氏名 ・世帯構成員 ・その他	
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 見附市教育長

交付決定を受けた者(保護者) 住 所 見附市
氏 名 印
電話番号

年度 見附市学校給食費補助事業完了実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた見附市学校給食費補助事業が完了したので、見附市学校給食費補助金交付要綱第6条の規定により報告します。

児童・生徒氏名	
学 校 名	
給食費支払状況	
補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※ 市外の小中学校等に在籍する場合は、年間に支払った学校給食費(年間給食費)の額を証明できる書類を添付してください。

※ 振込先金融機関等(保護者名義)

振込先 金融機関	銀行・ 金庫・農協	本店・支店 支所・出張所						
フリガナ 口座名義人								
口座番号	1 普通(総合口座)							
	2 当座							

年 月 日

様

見附市教育長

年度 見附市学校給食費補助金額通知書

年 月 日付けで見附市学校給食費補助事業実績報告のあった補助金については、見附市学校給食費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり額を確定したので通知します。

交付決定を受けた者	住 所	見附市
	氏 名	様
補助児童・生徒 氏名		
補助金額		
備 考		

※ この通知日以降、欠食等により給食費支払額に変更が生じた場合は補助金額を変更します。変更後の補助金額は後日お知らせいたします。

年 月 日

様

見附市教育長

年度 見附市学校給食費補助金変更通知書

年 月 日付けで見附市学校給食費補助金額通知書により通知した補助金については、見附市学校給食費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり額を変更したので通知します。

交付決定を受けた者	住 所	見附市
	氏 名	
補助児童・生徒氏名		
変更後補助金確定額	円	
変 更 理 由	〔 変更前補助金額 _____ 円 変更後補助金額 _____ 円 変更額 _____ 円 〕	

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

様

見附市教育長

学校給食費補助金交付決定取消通知書

このことについて、 年 月 日付けの学校給食費補助金交付決定について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、見附市学校給食費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付取消額 円
- 2 交付取消理由